

表4-1 「うきは市筑後吉井伝統的建造物群保存地区」町並（許可）基準、修景（補助）基準および修理基準

	町並（許可）基準：筑後吉井固有の歴史的風致に調和した外観を形成するための基準		修景（補助）基準：筑後吉井固有の伝統的様式に従った外観を形成するための基準		修理基準：筑後吉井固有の伝統的形態である外観を維持するための基準（伝統的建造物および環境物件に適用）	
	町家型（屋敷型景観誘導帯を除く地区に適用）	屋敷型（町家型景観誘導帯を除く地区に適用）	町家型（屋敷型景観誘導帯を除く地区に適用）	屋敷型（町家型景観誘導帯を除く地区に適用）		
建築物	配置	・敷地の履歴を考慮した建築物配置とする ・建築物は町並み壁面線に従って配置する（ただし、角屋および付属屋はこの限りでない） ・空地の道路側境界に塀および門を配置する ・原則として地盤面は周囲の伝統的建造物と調和させる	・敷地の履歴を考慮した建築物配置とする ・建築物は道路側境界より後退して配置する（ただし、角屋および付属屋はこの限りでない） ・道路側境界に塀および門を配置する ・原則として地盤面は周囲の伝統的建造物と調和させる	・敷地の履歴を考慮した建築物配置とする ・建築物は町並み壁面線に従って配直する（ただし、角屋および付属屋はこの限りでない） ・角屋は町並み壁面線から後退させ、道路側境界に塀および門を配置する ・原則として地盤面は周囲の伝統的建造物と一致させる	・敷地の履歴を考慮した建築物配置とする ・建築物は道路側境界より後退して配置する（ただし、角屋および付属屋はこの限りでない） ・道路側境界に塀および門を配置する ・地盤面は周囲の伝統的建造物と調和させる	・履歴を調査の上、然るべき旧状の位置に配置する
	構造	・歴史的風致を損なわないものとする ・原則として正面1階開口部に町並みの連続性を考慮した庇またはこれに類するものを設ける	・歴史的風致を損なわないものとする	・在来工法を踏襲したものとする ・正面1階に椀瓦葺きの下屋庇または付庇を設ける ・妻入りの場合、主屋間口5間以上は土蔵造りとする	・在来工法を踏襲したものとする	・履歴を調査の上、然るべき旧状の構造に修理する
	階数	・原則として2階建てとする	・原則として2階建て以下とする	・原則として2階建てとする	・原則として2階建て以下とする	・履歴を調査の上、然るべき旧状の階数に修理する
	棟方向および規模	・原則として主屋は平入りとする ・原則として梁間は周囲の伝統的建造物と調和させる ・原則として軒高は周囲の伝統的建造物と調和させる		・原則として主屋は妻入りとする（ただし、建築物の主屋間口が5間を超える場合に限り、平入りとすることができる） ・原則として妻入りの場合は梁間を4間以下とする（ただし、表通りに面する場合に限り、6間を上限として4間を超えることができる） ・軒高は周囲の伝統的建造物と調和させる	・原則として梁間を5間以下とする ・軒高は周囲の伝統的建造物と調和させる	・履歴を調査の上、然るべき旧状の規模に修理する ・履歴を調査の上、然るべき旧状の棟方向に修理する
	屋根	・原則として入母屋造り、寄棟造り、切妻造りまたはこれらに類するものとする ・原則として屋根勾配は周囲の伝統的建造物と概ね一致させる ・原則として建築物本体と調和した軒の出を有する ・屋根材料は歴史的風致を損なわないものとする		・妻入りの場合、入母屋造りとする（ただし、主屋梁間が短い場合は切妻造りとする） ・平入りの場合、切妻造りとする（ただし、公共の場から望見できる妻面は入母屋造りとする） ・黒色または銀黒色の日本瓦椀瓦葺きとする ・屋根勾配は周囲の伝統的建造物と一致させる ・建築物本体と調和した軒の出を有する	・入母屋造りまたは寄棟造りとする（ただし、角屋および付属屋はこの限りでない） ・黒色または銀黒色の日本瓦椀瓦葺きとする ・屋根勾配は周囲の伝統的建造物と一致させる ・建築物本体と調和した軒の出を有する	・履歴を調査の上、然るべき旧状の屋根に修理する
	外部意匠	・歴史的風致を損なわないものとする ・公共の場より望見できる意匠として、別表に定める伝統的様式を用いる場合は、修景基準に従うものとする		・公共の場より通常望見できる意匠は、別表に定める伝統的様式のいずれかによるものとする	・町家型修景基準に準じる	・履歴を調査の上、然るべき旧状の外部意匠に修理する
	色彩	・歴史的風致を損なわないものとする		・無彩色系統を主体とし、木部は生地色を活かすこと		・履歴を調査の上、外観を然るべき旧状の色彩に修理する
	建築設備	・公共の場から通常望見できる位置に設置しない		・町並基準に従う		・修景基準に従う
屋外広告物	・歴史的風致を損なわないものとし、屋根上に設置しない		・建築物本体の外観と調和した規模、構造、材料、色彩とし、自家用広告以外の営業用広告は設置しない		・修景基準に従う	
車庫	・歴史的風致を損なわないものとし、道路に面した建築物内に車庫を設ける場合は、主屋間口の全部を車庫に供さない		・歴史的風致と調和したものとし、公共の場より望見できる車庫の外観は、修景基準に従うものとする		・修景基準に従う	
工作物	門	・歴史的風致を損なわないものとする	・公共の場より通常望見できる意匠は、別表に定める伝統的様式によるものとする ・色彩は無彩色系統を主体とし、木部は生地色を活かすこと	・町家型修景基準に従う	・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する	
	塀	・歴史的風致を損なわないものとする	・公共の場より通常望見できる意匠は、別表に定める伝統的様式によるものとする ・色彩は無彩色系統を主体とし、木部は生地色を活かすこと	・町家型修景基準に従う	・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する	
	石積	・歴史的風致を損なわないものとする	・石積は玉石積み、間知石積みまたはこれらに類するものとする	・町家型修景基準に従う	・履歴を調査の上、然るべき旧状に修理する	
	石造物	・歴史的風致を損なわないものとする	・周囲の伝統的建造物および環境物件に調和したものとする	・町家型修景基準に従う	・現状維持または履歴を調査の上、然るべき旧状に復旧する	
その他	生垣	・歴史的風致を損なわないものとする	・在来種の生け垣またはこれに類するものとし、原則として町家型景観誘導帯には用いない	・町家型修景基準に従う	・現状維持または履歴を調査の上、然るべき旧状に復旧する	
	庭園	・歴史的風致を損なわないものとする	・公共の場から通常望見できる庭園には在来樹種を主とした木竹の植栽を行う	・町家型修景基準に従う	・現状維持または履歴を調査の上、然るべき旧状に復旧する	
	木竹	・歴史的風致を形成する木竹（樹高4メートル以上または目通りの幹周り70センチメートル以上のもの）の保存および在来樹種を主とした木竹の植栽に努める	・歴史的風致と調和したものとし、道路側境界を画する塀、垣、門などは、修景基準に従うものとする	・町家型修景基準に従う	・主として現状維持に努める	
	駐車場	・歴史的風致を損なわないものとし、道路に面して設ける場合は、道路側境界を画する塀、垣、門などは、修景基準に従うものとする			・修景基準に従う	
土地の形質の変更	・変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする ・空地が生じた場合は歴史的風致を損なわないよう管理運用を図る					
土石類の採取	・採取後の状態が歴史的風致を損なわないものとする					

注*) 表通りとは幅員8メートル以上の道路を言う

表4-2 伝統的様式（外観の修景に際して経費の補助対象となる様式一覧）

	[主屋を第一種土蔵造りとする場合]	[主屋を第二種土蔵造りとする場合]	[主屋を真壁造りとする場合]	
建築物 (外部意匠)	屋根	・黒色または銀黒色日本瓦椀瓦葺きとし、風切り丸瓦を葺く ・軒は白漆喰塗り込めとする	・黒色または銀黒色日本瓦椀瓦葺きとし、風切り丸瓦を葺く ・軒は白漆喰塗り込めとする（鼠漆喰とすることもできる）	・黒色または銀黒色日本瓦椀瓦葺きとし、風切り丸瓦を葺く ・軒は漆喰塗り込めまたは化粧垂木および野地板露しとする
	妻壁	・白漆喰塗り込めとする	・白漆喰り込めとする（鼠漆喰とすることもできる）	・白または鼠漆喰塗りまたは塗り込めとする
	外壁	・大壁造り白漆喰塗りとする	・大壁造り白漆喰塗りとする（鼠漆喰とすることもできる）	・真壁造りまたは鼠漆喰塗りとする
	一階庇	・屋根は黒色または銀黒色日本瓦椀瓦葺きとする ・軒は白漆喰塗り込めとする	・屋根は黒色または銀黒色日本瓦椀瓦葺きとする ・軒は化粧垂木および野地板露しとする（白または鼠漆喰塗り込めとすることもできる）	・屋根は黒色または銀黒色日本瓦椀瓦葺きとする ・軒は化粧垂木および野地板露しとする
	樋	・銅製または濃褐色とする	・銅製または濃褐色とする	・銅製または濃褐色とする
	腰壁	・大壁造りなまこ壁または縦羽目板張りとする	・大壁造り縦羽目板張りまたは擬石塗り**とする	・大壁造り縦羽目板張りとする
	基礎	・布石敷きまたはこれに類するものとする	・布石敷きまたはこれに類するものとする	・布石敷きまたはこれに類するものとする
	外構	・石敷きまたはこれに類するものとする	・石敷きまたはこれに類するものとする	・石敷きまたはこれに類するものとする
	二階開口部	・窓上に水切り庇を設け、窓周りに練型を巡らす ・建具は木製ガラス戸または障子戸引き込みとする ・外側に両開き鉄扉を設ける	・外側に木製板戸を引き通し、漆喰塗りの戸袋を設ける ・建具は木製ガラス戸引き違いとする ・窓上に水切り庇を設けることもできる ・外側に木製枠付き格子を設けることもできる	・外側に木製板戸を引き通し、木製戸袋を設ける ・建具は木製ガラス戸または障子戸引き違いとする
	一階開口部	・外側に防火戸を引き通し、漆喰塗り戸袋を設ける ・建具は木製ガラス戸引き違いまたは板戸はね上げとする ・外側に木製枠付き格子を設けることもできる	・建具は木製ガラス戸引き違いとする ・内側に板戸を引き通し、木製戸袋を設けることもできる ・外側に木製枠付き格子を設けることもできる	・建具は木製ガラス戸引き違いまたは板戸はね上げとする ・板戸を引き通し、木製戸袋を設けることもできる ・外側に木製枠付き格子を設けることもできる
工作物	塀	・在来工法を踏襲した屋根付練塀とする ・屋根は黒色または銀黒色日本瓦椀瓦葺きとする ・外壁は白漆喰塗りとする ・腰壁はなまこ壁または白漆喰塗りとする ・基礎は布石敷きまたはこれに類するものとする	・在来工法を踏襲した屋根付練塀とする（木造在来工法による屋根付板塀とすることもできる） ・屋根は黒色または銀黒色日本瓦椀瓦葺きとする ・外壁は白漆喰塗りとする（鼠漆喰とすることもできる） ・腰壁は擬石塗り**とする ・基礎は布石敷きまたはこれに類するものとする	・木造在来工法による屋根付板塀とする ・屋根は黒色または銀黒色日本瓦椀瓦葺きとする ・外壁は白または鼠漆喰塗りとする ・腰壁は縦羽目板張りとする ・基礎は切石礎石またはこれに類するものとする
	門	・木造在来工法による腕木門またはこれに類するものとする ・屋根は切妻造り黒色または銀黒色日本瓦椀瓦葺きとする ・基礎は切石礎石またはこれに類するものとする ・外構は石敷きまたはこれに類するものとする		

注**) 隅部のみなまこ壁とすることができる